千葉県健康危機管理基本指針

千葉県健康福祉部 (令和5年4月1日改定版)

千葉県健康危機管理基本指針改定履歴

平成10年 9月30日	策定
平成14年 4月 1日	改定
平成15年 4月 1日	改定
平成16年 4月 1日	改定
平成17年 4月21日	組織改正による改定
平成18年 4月 1日	組織改正による改定
平成23年 4月 1日	活動要領見直しによる改定
平成24年 4月 1日	組織改正による改定
平成25年 4月 1日	組織改正による改定
平成27年 4月 1日	千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画について追記のため改定
平成28年 4月 1日	改定
令和 3年 4月27日	改定
令和 4年 4月 1日	組織改正等による改定
令和 5年 4月 1日	組織改正による改定

千葉県健康危機管理基本指針 目 次

I	序	論				
	1.	定義		1		
	2.	基本理念		1		
	3.	指針の目的		2		
	4.	千葉県地域防災計画、千葉県国民保護計	画			
		及び千葉県新型インフルエンザ等対	策行動計画との関係	2		
Π	健	健康危機管理体制				
	1.	健康福祉部の基本的体制		2		
	2.	千葉県健康危機管理対策委員会		3		
	3.	千葉県健康危機管理対策本部		3		
	4.	千葉県健康危機管理対策連絡会議		4		
\coprod	健	康危機事案への対応				
	1.	平常時の備え		4		
	2.	発生時の対応		4		
	3.	保健所(健康福祉センター)の役割		6		
	4.	衛生研究所の役割		6		
	5.	健康被害からの回復(こころのケア)		6		
IV	情	報の収集・伝達・提供				
	1.	総論		7		
	2.	県民等への広報		7		
	3.	報道機関等への対応		7		
	4.	情報の開示・管理		7		
川紙	委	員会及び対策本部開催の基本的判断基準		8		
由	台 継:	管理休制フロー図		Q		

千葉県健康危機管理基本指針

I 序 論

1. 定 義

- (1) この指針において、「健康危機管理」とは、感染症、食中毒、医薬品、飲料水、毒物劇物、その他何らかの原因により生じる、不特定又は多数の県民の生命、健康を脅かす事態やその可能性のある事態の内、健康福祉部の所管に属するもの(以下「健康危機事案」という。)に対して行われる情報収集、健康被害の発生予防、拡大防止、原因究明及び医療提供体制の整備等に関する業務をいう。
- (2) この指針において、「健康危機情報」とは、健康危機事案に直接係わる情報をいう。
- (3) この指針において、「健康危機レベル」とは、健康危機事案による被害の程度等に 応じて段階的な対策を実施するために定めた、別紙「委員会及び対策本部開催の基 本的判断基準」における3段階のレベルをいう。
- (4) この指針において、「健康危機管理責任者」とは、健康危機レベルが1の場合は、 当該事案を担当する課長、健康危機レベルが2の場合は、千葉県健康危機管理対策 委員長(健康福祉部長)、健康危機レベルが3の場合は、千葉県健康危機管理対策 本部長(知事)とする。

2. 基本理念

近年、地域における健康危機事案が頻発する中で、県民の関心はこれまで以上に高まっており、これら事案への県の果たすべき役割はますます重要となっている。

県民の生命、身体の安全を図ることは県の責務であり、健康危機事案発生時には、 県が主体となり、医療関係機関、市町村及び関係団体等、さらには国や他の地方公共 団体の協力を得て、迅速かつ適切に対策を講じていく必要がある。

そこで、県では、健康危機のレベルを別紙「委員会及び対策本部開催の基本的判断基準」のとおり、1,2,3に分類した上で、平常時から健康危機事案に関する情報の把握に努め、事案の重要度や緊急性の分析を行い、健康危機の発生あるいは、発生のおそれがあると考えられる場合には、速やかに健康危機管理体制へ移行し、万全の対応を図ることとする。

健康危機管理体制の下では、健康危機管理責任者及び健康危機対策監に全ての情報を集約するとともに、これらの情報は、必要に応じて、部内関係課、秘書課、報道広報課、危機管理政策課、病院局、教育庁、警察本部等(以下「関係部局庁各課という。」、保健所(健康福祉センター)及び衛生研究所等で、共有化を図る。

さらに、健康危機レベルが2もしくは3と想定される場合には、健康危機管理責任

者と健康危機対策監が連携し、各組織(機関)へ指揮命令が伝達されるトップダウン方式を採ることにより、責任の明確化、対応の迅速化・一元化を図ることとする。

なお、各組織(機関)が実施する対策については、常に確認と再評価を行い、必要な場合には修正を行っていくものとする。

3. 指針の目的

この指針は、健康危機事案の発生による健康被害を最小限に留めるため、健康危機管理体制の基本的な枠組みについて定めるものとする。

なお、被害の範囲が極めて限定された健康危機事案(原則、対象が特定かつ少数な事例等であり、健康危機レベル1を想定)については、本指針を参考として、各健康危機 事案担当課(以下「担当課」という。)が中心となって対処する。

4. 千葉県地域防災計画、千葉県国民保護計画及び千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画との関係

- (1) 地震等の自然災害に起因する健康危機事案については、千葉県地域防災計画、千葉 県災害医療救護計画、千葉県健康福祉部の災害対策に関する要綱及び健康福祉部災害 対策マニュアル等に基づく総合的な対策により対応するものとする。
- (2) 武力攻撃事態等に起因する健康危機事案については、千葉県国民保護計画及びそのマニュアル等に基づく総合的な対策により対応するものとする。
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定される感染症に起因する健康危機事案は、千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画及び千葉県新型インフルエンザ等対応マニュアル等に基づく総合的な対策により対応するものとする。

Ⅱ 健康危機管理体制

1. 健康福祉部の基本的体制

健康危機事案が発生又は発生するおそれがあるときは、健康危機対策監の指示のもと、健康福祉政策課健康危機対策室(以下「健康危機対策室」という。)が連絡調整を担当し、原因ごとに定められた担当課が、必要に応じて、保健所(健康福祉センター)、衛生研究所、医療整備課、病院局や市町村等の関係機関と協力し、情報の収集、被害の拡大防止、原因究明や医療提供体制の整備等の必要な対応を行うものとする。

原因ごとの担当課は、次表のとおりとする。

原 因	担当課
食品媒介感染症 (感染性食中毒)	疾病対策課・衛生指導課
感 染 症※1	疾病対策課
食 中 毒※2	衛生指導課
医薬品等	薬務課
飲料水	薬務課
毒物劇物※3	薬務課
その他の健康危機事案※4	健康福祉政策課健康危機対策室

- ※1食品媒介感染症を除く
- ※2 感染性食中毒を除く
- ※3毒物劇物に該当しない農薬事故についても、必要に応じて対応する
- ※4原因不明の事案については、原因が究明された時点で、担当課に引き継ぐ

健康危機対策監は、集められた情報をもとに発生した健康危機事案の健康被害の程度や重大性等を勘案し、別紙「委員会及び対策本部開催の基本的判断基準」に定められている健康危機レベル1あるいは、健康危機レベル2以上に該当するかを判断する。

なお、健康危機対策監は、健康危機レベルを1と判断した場合でも、当該健康危機事 案の健康被害状況等に変化があった場合は、直ちに健康危機レベルを2以上に変更す ることができる。

健康危機レベルが2以上の事案の場合、健康福祉部長は、健康危機対策監と協議のうえ、健康福祉部内各課の健康危機対策室兼務職員を必要に応じて、健康危機対策室に配置し、健康福祉部が当該事案に一体となって対応するものとする。

2. 千葉県健康危機管理対策委員会

(1)健康福祉部長は、健康危機レベルが2以上(健康危機レベル2もしくは3の決定を含む。)に相当する重大な健康被害が発生あるいは、発生するおそれがある場合には、健康福祉部が一体となって当該事案への対応を図るため、千葉県健康危機管理対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

また、平常時においても健康福祉部内の健康危機管理体制整備を図るため、必要に応じて、委員会を設置することができる。

委員長は、健康福祉部長をもって充てる。

- (2) 委員長は、健康危機情報について、専門的、学問的観点からの知見の収集と専門的立場からの対応策を検討するため、専門部会を設置することができる。
- (3) 委員長は、委員会における検討を円滑に進めるために、健康危機対策監を座長とするワーキンググループを設置することができる。
- (4) この他、委員会に関する詳細については、別に定める「千葉県健康危機管理対策委員会設置要綱」によるものとする。

3. 千葉県健康危機管理対策本部

(1) 知事は、委員会が健康被害の程度、緊急度、事案の重大性等を勘案し、健康危機レベルを3と判断した場合、対策を強化するために、千葉県健康危機管理対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。本部長は、知事をもって充てる。

また、知事は、重大な健康被害が特定の地域に集中し、現地における的確な対応 を実施するうえで、必要があると認める場合には、現地対策本部を設置する。本部長 は、管轄保健所(健康福祉センター)長をもって充てる。

- (2) 対応策の決定は、法律、規則等に基づいて行うほか、法律、規則等により難い場合で公益性の著しく高い事案は対策本部において検討、協議の上、行うこととする。 また、必要に応じ、関係機関、関係団体等に対し、対策本部への職員の派遣・応援要請等を行うものとする。
- (3)対策本部を設置したときは、必要に応じて 2.(2)の専門部会を対策本部の専門部会として準用し運用することができる。
- (4) この他、対策本部に関する詳細については、別に定める「千葉県健康危機管理対策 本部設置要綱」によるものとする。

4. 千葉県健康危機管理対策連絡会議

(1)健康福祉部長は、庁内各関係課における健康危機管理に関する取り組みについて、情報交換を行い、円滑な推進を図るため、千葉県健康危機管理対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置し、必要に応じて会議を開催する。

会長は、健康福祉部長をもって充てる。

(2) この他、連絡会議に関する詳細については、別に定める「千葉県健康危機管理対策 連絡会議設置要綱」によるものとする。

Ⅲ 健康危機事案への対応

1. 平常時の備え

担当課は、健康危機事案発生にあたっての検査、調査、被害の拡大防止や患者搬送等の対応を迅速かつ適切に行うため、健康被害の程度、重大性、緊急性等に応じた活動体制、職員の役割分担及び支援体制、さらに関係機関、団体等への応援要請の方法等について、原因ごとにあらかじめ活動要領を定め、事案発生の際は、当該活動要領等を基本に対処するものとする。

また、健康危機の発生を未然に防止するため、法令等に基づく監視等の事前管理を徹底するとともに、健康危機事案への対応の円滑化を図るため、あらゆる機会を通じて関係機関、団体等との連携強化に努めるものとする。

さらに、関係者の健康危機管理意識の向上を図るとともに、活動要領等の実効性をより高めるため、定期的に健康危機管理に関する訓練や研修を実施することとする。

2. 発生時の対応

(1) 健康危機情報の初期情報を入手した場合

健康危機情報を入手(探知)した保健所(健康福祉センター)、衛生研究所等は、 市町村、医療機関等から必要な情報収集を行い、入手した情報を迅速に担当課へ報告 する。

担当課は、収集した情報を健康危機対策室を通じて、健康危機対策監に報告するとともに、必要に応じて、当該事案について衛生研究所への調査依頼、厚生労働省への報告、他都道府県等からの情報収集等を行う。

健康危機対策監は、発生した健康危機事案の健康被害の程度や重大性等を踏まえ、 別紙「委員会及び対策本部開催の基本的判断基準」により、健康危機レベル1あるい は、健康危機レベル2以上に該当するかを判断する。

(2) 健康危機のレベルを「レベル1」と判断した場合

担当課は、速やかに当該事案への対応を講ずるとともに、健康福祉部長、同保健医療担当部長、同次長(事務・技術)に報告する。

また、担当課は、必要に応じて、関係保健所(健康福祉センター)や関係市町村(原則、保健所(健康福祉センター)を経由)等に情報提供するものとする。

(3) 健康危機のレベルを「レベル2以上」と判断した場合

① 連携体制

健康危機対策監及び担当課長は、当該事案に係る情報を速やかに健康福祉部長、 同保健医療担当部長、同次長(事務・技術)に報告する。

健康危機対策室は、速やかに、関係部局庁各課や関係団体等に情報提供する。 担当課は、速やかに、関係保健所(健康福祉センター)、関係市町村(原則、保 健所(健康福祉センター)を経由)等の関係機関に情報提供するものとする。

なお、健康危機レベルが2に達しない事案であっても、社会的に影響の大きい事 案等については、健康危機対策監の判断により、「レベル2以上」と同様の措置を 講ずることとする。

健康福祉部長は、これらの報告を受けた時は、委員会を設置するとともに、委員会に健康危機対策監を座長とするワーキンググループを設置する。

座長は、担当課及び事務局(健康危機対策室)を中心とするワーキンググループ を開催する。

② 委員会における対策の決定(健康危機レベル2の場合)

座長は、ワーキンググループにおいて、各関係機関等からの情報収集を行い、 当該健康危機事案の健康被害の規模や今後の健康被害の拡大状況等を想定すると ともに具体的な対策(案)を作成し、委員長(健康福祉部長)に報告する。

報告を受けた委員長は、委員会を開催し、当該事案の健康危機レベルを2と決定した場合は、ワーキンググループが作成した対策(案)について検討・協議し、具体的な対策を決定する。

ただし、ワーキンググループを開催する時間的余裕がない場合には、委員長

は、直ちに委員会を開催し、当該事案の健康危機レベルを2と決定した場合は、 具体的な対策について検討・協議し、決定する。

また、委員長は、報告を受け、委員会を開催し、検討・協議した結果、当該事案の健康危機レベルを3と決定した場合は、③及び④により対応するものとする。

③ 対策本部設置の判断(健康危機レベル3の場合)

委員長は、②で当該事案の健康危機レベルを3と決定した場合は、知事に報告し、 対策本部の設置を要請する。

委員会を開催する時間的余裕がない場合には、委員会を開催せずに、健康福祉 部長が直ちに知事に報告し、対策本部の設置を要請する。

なお、健康福祉部長は、知事が対策本部を設置する前に関係部局庁各課と当該事 案に関する情報共有や対策(案)について協議する必要があると認める場合には、 連絡会議を設置し、会議を開催することができる。

④ 対策本部における対策の決定(健康危機レベル3の場合)

知事が、③による報告を受け、対策本部を設置した場合は、対策本部会議を開催 し、委員会等においてあらかじめ作成した対策(案)について検討・協議し、当該 事案の具体的な対策を決定する。

3. 保健所(健康福祉センター)の役割

保健所(健康福祉センター)は、地域における健康危機管理の拠点として、平常時には地域の関係機関等と連携を強化し、健康危機の発生予防に努めるとともに、健康危機発生時には、速やかに健康危機管理体制に移行し、情報の収集、原因の究明のための調査及び検査の実施、医療の確保、健康相談窓口の開設等の対策を実施する。

また、保健所(健康福祉センター)は、健康危機のレベルに応じて、対策本部、委員会又は担当課からの助言・指示があった場合、その内容に基づき対策を実施する。

さらに、健康被害の程度、重大性、緊急性等により、健康危機事案の発生地を管轄する保健所(健康福祉センター)だけでは対応できない場合には、当該保健所(健康福祉センター)長は担当課と協議の上、健康危機対策室を通じて健康福祉部長に職員の派遣等の応援を要請するものとする。

健康福祉部長は、健康危機対策監と協議し、応援が必要と判断した場合には、他の保 健所(健康福祉センター)等の所属長に対し職員の派遣等の応援を指示する。

4. 衛生研究所の役割

衛生研究所は、県域における科学的かつ技術的拠点として、平常時から健康危機に関する情報の収集、解析を実施するとともに、健康危機発生時には、保健所(健康福祉センター)等と連携・協力し、必要な検査、調査等を実施する。

5. 健康被害からの回復(こころのケア)

担当課は、健康危機事案による被害者等に対し、必要に応じて、一般健康相談、電話相談等を実施する等の支援体制を整備するとともに、特に、PTSD(※)対策として、精神保健福祉センターや保健所(健康福祉センター)等と連携を図り、精神医学、心理

学の専門家による相談体制を確保するものとする。

(※) PTSD Post-Traumatic Stress Disorder (心的外傷後ストレス障害)過度の恐怖体験等が要因となって発症する心的反応等

Ⅳ 情報の収集・伝達・提供

1. 総論

(1) 担当課は、健康危機情報に関する情報収集窓口を設け、あらゆる手段を講じて情報の収集及び分析に努める。

また、収集した情報については、健康危機対策室を通じて、健康危機対策監へ報告するとともに、速やかに関係保健所(健康福祉センター)、衛生研究所、関係市町村(原則として保健所(健康福祉センター)を経由)等の関係機関に情報提供するものとする。

なお、緊急な場合等は、担当課から直接市町村に対して情報を提供するものとするが、この場合においても、市町村への情報提供後速やかに、関係保健所(健康福祉センター)に対してその内容を連絡するものとする。

健康危機対策室は、必要に応じて、関係部局庁各課や関係団体等に情報提供する。

(2) 担当課及び健康危機対策室は、健康危機事案への対策の決定に基づき、関係部局庁各課、関係保健所(健康福祉センター)、衛生研究所及び関係市町村や関係団体等に対して情報提供等を行う際には、緊急やむを得ない場合を除き、書面によるものとし、緊急やむを得ず書面によらない場合にあっては、おって書面により内容を連絡するものとする。

2. 県民等への広報

- (1)担当課は、重大な健康被害が発生又は発生する恐れがあるときには、社会的混乱及び被害の拡大防止等を図るため、広く県民等に対し正確な情報を迅速に提供することに努める。
- (2) 担当課は、情報の提供に当たっては、報道機関を通じた情報の提供、千葉県ホームページへの掲載や県広報紙等を活用するなど、あらゆる手段を講ずるものとする。

3. 報道機関等への対応

健康危機事案の記者会見については、担当課で発表資料を作成し、健康福祉部長の了解を得た上で、健康危機対策監が行うとともに、担当課長は、記者会見に同席するものとする。

その他の報道対応は、健康福祉部長の了解を得た上で、担当課が行うものとする。また、関係機関等への報道発表内容の情報提供は、全て担当課が行うものとする。

4.情報の開示・管理

- (1)健康被害の発生が収束した段階において、予防効果を高めるため、個人情報に関するものを除き、活動結果、今後の留意事項等情報の提供に努めるものとする。
- (2) 担当課においては、適時適切な対策の見直しを継続的に行うため、対策決定の諸前提、判断理由についての資料を適切に管理するものとする。